

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 6 日

市内居宅介護支援事業所の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

平成 30 年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所における管理者については主任介護支援専門員であることが要件となりましたが、令和 3 年 3 月 31 日まではその適用を猶予する経過措置が設けられています。

その後、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会において、令和元年 12 月 17 日に「居宅介護支援事業所の管理者要件に関する審議報告」がとりまとめられ、この報告を受けて、令和 2 年 6 月 5 日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）が公布されました。内容等についてご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正省令の概要（主な内容のみ抜粋）

- 令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予する。

2. 添付文書

- 介護保険最新情報 Vol.843

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

各務原市 健康福祉部 介護保険課	担当	山村
電 話	0 5 8 - 3 8 3 - 2 0 6 7 (直通)	
F A X	0 5 8 - 3 8 3 - 6 3 6 5	
メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp	